葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年葉山町条例第8号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和5年2月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

児童福祉法に基づき厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要が あるため提案するものであります。 葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年葉山町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の 研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための 移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車 及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法 により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「他の社会福祉施設等を併せて設置するときは」の次に「、その行う保育に 支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を 定期的に実施する」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 13 号参考資料 第 1 回 定 例 会 令和 5 年 2 月 9 日

条例の概要

題名

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例

1 趣 旨

児童福祉法に基づき厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 安全計画の策定等について定めることとした。
- (2) 自動車を運行する場合の乳幼児の所在確認について定めることとした。
- (3) 民法における親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除することとした。
- (4)職員に対して感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修や訓練を定期的に実施するよう努めることと定めた。
- (5) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、懲戒に係る 権限の濫用禁止に関する規定は、公布の日から施行することとした。
- (2) 園バス等の乳幼児の見落としを防止するブザー等の設置が困難な場合は、令和 6年3月31日までの間、代わりの措置を講じ、乳幼児の所在の確認を行うこと とした。

【参考】

家庭的保育事業等

- **家庭的保育事業** ··保育所に比べ小規模な環境(定員5人以下)で保育を実施する事業

─ **小規模保育事業** ··家庭的保育者の居宅等で少人数 (定員 6 ~19 人) を対象に保育を実施 する事業

─ 小規模保育事業A型 ··小規模保育事業のうち、保育所分園、ミニ保育所に近い類型

- 小規模保育事業B型 ··小規模保育事業のうち、A型とC型の中間型

— 小規模保育事業C型 ··小規模保育事業のうち、家庭的保育に近い類型

- **居宅訪問型保育事業** ・保育所等での集団保育が難しい場合に、子どもの居宅で1対1 の保育を実施する事業

事業所内保育事業 · · 事業所の保育施設で従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育 する事業

- 保育所型事業所内保育事業 ・・事業所内保育事業のうち、定員 20 人以上とするもの

- 小規模型事業所内保育事業 ・・事業所内保育事業のうち、定員 19 人以下とするもの

改正後	改正前
葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(家庭的保育事業者等と非常災害)	(家庭的保育事業者等と非常災害)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
(安全計画の策定等)	
第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、	(新設)
家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、	
職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保	
<u>育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の</u>	
研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項につい	
<u>ての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該</u> 安	
全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するととも	
<u>に、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u>	
3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連	
携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等につい	
て周知しなければならない。_	
4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じ	
て安全計画の変更を行うものとする。	
(自動車を運行する場合の所在の確認)	
第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組	(新設)
等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するとき	
は、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を	
確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなけ	
<u>ればならない。</u>	
2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児	

改正後

改正前

の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれら より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他 利用の熊様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少 ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車 にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、こ れを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を 行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するとき第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するとき は、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事 業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備 及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒 が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予 が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければ 防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止の ための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

 $3\sim5$ (略) (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

は、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設 置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、 保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する 職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

|第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定に より懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、 身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (衛生管理等)

第14条 (略)

ならない。

 $3\sim5$ (略)